

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：村上市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和32年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	職員数 (H23. 4. 1現在)		6人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度) 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除線上償還の対象とされた公営企業債のうち、線上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	216 (21年度)	財政力指数	0.404 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨時債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	86.0 (21年度)	実質公債費比率 (%)	17.5 (22年度)
		将来負担比率 (%)	160.7 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成20年4月1日 合併前市町村：村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町] 村上市簡易水道事業として公営企業会計及び組織の統合

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	村上市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	村上市長 夫滝 平正 高橋 邦芳
既存計画との関係	村上市総合計画（第1次）
公表の方法等	議会説明・ホームページ等で公表
基本方針	安全で良質な水の安定供給のため、総合計画及び行政改革大綱に基づき、コスト削減を図り、適正な料金改定を実施し、経営の安定に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		うち年利7%以上			
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	23,868.2	8,598.4	14,705.8	47,172.2
	補償金免除額	2,770.7	1,157.4	1,356.9	5,284.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	23,868.2	8,598.4	39,695.3	72,161.7
	合 計 (A)	23,868.2	8,598.4	39,695.3	72,161.7
「一般（再掲） （再掲） （再掲）」 ※上記のうち 再掲					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		23,868.2	8,598.4	39,695.3	72,161.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
「一般（再掲） （再掲） （再掲）」 ※上記のうち 再掲					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
「一般（再掲） （再掲） （再掲）」 ※上記のうち 再掲					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・村上市は、新潟県の北端に位置し、平成20年4月1日に村上市・荒川町・神林村・朝日村・山北町の1市2町2村が合併し、人口は70,705人（平成17年国調）、そして新潟県内一広い面積（1,174km²）の市です。第2次産業32.6%、第3次産業56.4%で、第2・3次産業が全体の約9割を占める産業構造である。また、財政基盤の脆弱な団体同士の合併であり、財政力指数は0.401で平成20年度類似団体（129団体）と比較すると118位と低い数値となっています。 ・収益的収支では、当該事業区域の過疎化による人口減少により給水人口が減少しており、使用水量の伸びは期待できない。また、施設が多数点在するとともに老朽化が進み、維持管理に多額の支出を要しているため、財源は一般会計繰入金に大きく依存している。 ・資本的収支では、安定した水の供給と災害等に強い施設の構築のため、統合事業を実施しており、その財源として企業債、一般会計繰入金に大きく依存している。 ・平成28年度末の上水道事業への経営統合を予定している。 										
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課題 ①</td> <td>適正な料金改定の実施 合併後7年を目途に料金統一することとしており、今後の建設改良計画や水需要の動向等を的確にとらえた、適正な料金改定を実施しなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ②</td> <td>未収金の徴収対策 未収金対策として、徴収体制の強化を図るとともに、給水停止等制度に沿った適正な対応を実施しなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ③</td> <td>施設統合及び上水道施設への統合 多数点在している施設の統合、上水道施設への統合を図り、経営の合理化に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ④</td> <td>維持管理費等のコスト節減 増加傾向にある老朽施設の維持管理費については、計画的な改良更新により経費節減を図り、各種維持管理委託業務については、包括的委託の導入によりコスト節減に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課題 ①	適正な料金改定の実施 合併後7年を目途に料金統一することとしており、今後の建設改良計画や水需要の動向等を的確にとらえた、適正な料金改定を実施しなければならない。	課題 ②	未収金の徴収対策 未収金対策として、徴収体制の強化を図るとともに、給水停止等制度に沿った適正な対応を実施しなければならない。	課題 ③	施設統合及び上水道施設への統合 多数点在している施設の統合、上水道施設への統合を図り、経営の合理化に努める。	課題 ④	維持管理費等のコスト節減 増加傾向にある老朽施設の維持管理費については、計画的な改良更新により経費節減を図り、各種維持管理委託業務については、包括的委託の導入によりコスト節減に努める。	課題 ⑤	
課題 ①	適正な料金改定の実施 合併後7年を目途に料金統一することとしており、今後の建設改良計画や水需要の動向等を的確にとらえた、適正な料金改定を実施しなければならない。										
課題 ②	未収金の徴収対策 未収金対策として、徴収体制の強化を図るとともに、給水停止等制度に沿った適正な対応を実施しなければならない。										
課題 ③	施設統合及び上水道施設への統合 多数点在している施設の統合、上水道施設への統合を図り、経営の合理化に努める。										
課題 ④	維持管理費等のコスト節減 増加傾向にある老朽施設の維持管理費については、計画的な改良更新により経費節減を図り、各種維持管理委託業務については、包括的委託の導入によりコスト節減に努める。										
課題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度														
		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算見込)	平成27年度 (計画第6年度) (決算)					
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	300	273	240	270	324	325	322	317	311	323	278	284	266	272	
	(1) 営 業 収 益 (B)	245	220	240	236	234	231	231	229	230	226	228	205	203	205	194
	ア 料 金 収 入	244	220	239	236	234	231	231	229	230	226	228	205	203	205	194
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	1		1												
	(2) 営 業 外 収 益	55	53	0	34	90	94	91	93	87	85	95	73	81	61	78
	ア 他 会 計 繰 入 金	44	52		34	90	94	91	93	87	85	93	73	79	61	78
	イ そ の 他	11	1								2				2	
	2 総 費 用 (D)	198	213	219	189	191	195	191	192	188	183	188	186	177	193	192
	(1) 営 業 費 用	122	136	147	120	124	132	128	132	130	128	134	133	125	141	140
ア 職 員 給 与 費	26	22	33	23	22	22	20	22	21	22	16	20	17	22	20	
ウ ち 退 職 手 当																
イ そ の 他	96	114	114	97	102	110	108	110	109	106	118	113	108	119	120	
(2) 営 業 外 費 用	76	77	72	69	67	63	63	60	58	55	54	53	52	52	52	
ア 支 払 利 息	76	73	72	69	67	63	63	60	58	55	54	53	52	52	52	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他		4														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	102	60	21	81	133	130	131	130	129	128	135	92	107	73	80	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	141	439	467	505	299	435	389	460	396	440	425	384	326	347	659
	(1) 地 方 債	50	199	119	151	114	228	197	262	158	233	218	187	156	160	422
	資本費平準化債															
	(2) 他 会 計 補 助 金	80	114	180	153	109	121	115	100	155	87	99	120	113	111	110
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		71	45	62	50	77	73	91	76	99	103	67	49	63	106
	(6) 工 事 負 担 金		16	53	58	20	9	4	7	6	8	5	7	6	10	6
	(7) そ の 他	11	39	70	81	6				1	13		3	2	13	15
	2 資 本 的 支 出 (G)	221	504	490	568	430	576	531	593	534	571	561	479	437	422	735
(1) 建 設 改 良 費	98	341	319	377	222	343	298	365	306	363	366	290	248	230	569	
ウ ち 職 員 給 与 費	15	21	8	9	9	9	9	9	13	10	14	16	15	10	15	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	123	163	171	191	208	233	233	228	228	195	195	189	189	179	166	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他										13				13		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-80	-65	-23	-63	-131	-141	-142	-133	-138	-131	-136	-95	-111	-75	-76	

(単位:百万円,%)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算見込)	平成27年度 (計画第5年度) (決算見込)					
区 分															
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	22	-5	-2	18	2	-11	-11	-3	-9	-3	-1	-3	-4	-2	4
積 立 金 (K)	18														
前 年 度 からの繰越金 (L)	9	13	8	6	24	26	26	15	15	6	6	5	5	2	1
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	13	8	6	24	26	15	15	12	6	3	5	2	1	0	5
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)				6											
実 質 収 支 (P)	13	8	6	18	26	15	15	12	6	3	5	2	1	0	5
(N)-(O)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93.5	72.6	61.5	71.1	81.2	75.9	75.9	76.7	76.2	82.3	84.3	74.1	77.8	71.5	76.0
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	245	220	240	236	234	231	231	229	230	226	228	205	203	205	194
地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
企 業 債 現 在 高 (X)	2,959	2,995	2,943	2,903	2,809	2,838	2,773	2,838	2,703	2,879	2,726	2,868	2,692	2,903	2,948

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成27年度 (計画第5年度) (決算)					
区 分															
収 益 的 収 支 分	44	52	0	34	90	94	91	93	87	85	93	73	79	61	78
うち基準内繰入金	44	44	0	34	30	28	29	27	59	25	59	53	51	48	48
うち基準外繰入金	0	8	0	0	60	66	62	66	28	60	34	20	28	13	30
資 本 的 収 支 分	80	114	180	153	109	121	115	100	155	87	99	120	113	111	110
うち基準内繰入金	58	74	85	95	57	64	70	62	98	52	59	49	55	49	50
うち基準外繰入金	22	40	95	58	52	57	45	38	57	35	40	71	58	62	60
合 計	124	166	180	187	199	215	206	193	242	172	192	193	192	172	188

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	87.8	66.7	61.4	68.3	63.5	57.7 58.7	58.2 64.3	64.0 86.2	74.9 64.6	73.6 62.3	
資本費 (円又は%)	153	190	192	216	227	249 247	242 241	210 212	208 210	201 194	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	93.5	72.6	61.5	71.1	81.2	75.9 75.9	76.7 76.2	82.3 84.3	74.1 77.6	71.5 76.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	14.7	19.0	0.0	12.6	27.8	28.9 28.3	28.9 27.4	27.3 28.8	26.3 27.8	22.9 28.7
	うち基準内繰入金 (%)	14.7	16.1	0.0	12.6	9.3	8.6 9.0	8.4 18.6	8.0 18.3	19.1 18.0	18.0 17.6
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	2.9	0.0	0.0	18.5	20.3 19.3	20.5 8.8	19.3 10.5	7.2 9.9	4.9 11.0
	資本的収入分 (%)	56.7	26.0	38.5	30.3	36.5	27.8 29.6	21.7 39.1	19.8 30.7	43.2 34.7	41.7 16.7
	うち基準内繰入金 (%)	41.1	16.9	18.2	18.8	19.1	14.7 18.0	13.5 24.7	11.8 18.3	17.6 16.9	18.4 7.6
うち基準外繰入金 (%)	15.6	9.1	20.3	11.5	17.4	13.1 11.6	8.2 14.4	8.0 12.4	25.6 17.8	23.3 9.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※／汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併後7年(平成26年)を目途に料金統一を予定しており、当該事業区域の過疎化による人口減少により給水人口が減少するため、料金収入は減少傾向が続くと見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入は基準のとおり、基準外繰入については、当該年度不足分を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	村上地区で上海府・瀬波地区簡易水道統合事業を実施中であり、平成23年度をもって上海府・瀬波地区簡易水道統合事業が完了したが、今後の簡易水道統合事業及び上水道への統合事業として建設改良費を見込んでいる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	統合事業は、補助対象で起債充当率100%を見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		簡易水道統合事業の継続及び平成28年度末までの上水道との経営統合を行い、業務量が増えるを見込んでいるが、「職員定員適正化計画」に基づき、職員定数の徹底管理することに努める。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		一般会計職員に準じ、給与構造改革の見直しを実施した。地域手当については支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員の職種については、該当なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		一般会計職員に準じ、退職時特昇は既に廃止済みであり、退職手当の支給率の見直しについても、国家公務員の制度見直しに準じて実施済みである。
◇ 福利厚生事業のあり方		市町村職員共済組合と公務災害補償基金に加入するほか、法定の健康診断のみの公費負担としており、職員互助会は全廃している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な配水管の改良、石綿管の改良及び漏水調査により有収率を向上させ、緊急修繕費、時間外勤務手当の経常経費のコスト削減に努める。 ・簡易水道統合事業に伴い、施設の保守点検業務、水質検査の見直しを行い、経常経費の徹底したコスト削減に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	包括的民間委託を含めたアウトソーシング推進手法を検討する。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	合併後7年(平成26年)を目途に料金統一することとしており、さらに今後の建設改良費の増嵩や水需要の動向等を的確にとらえ、収支計画に基づいた適正な料金改定を実施しなければならない。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		新地方公会計制度に基づき、平成21年度(平成20年度決算)から財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の公表を実施している。
○ 行政評価の導入		「行政改革大綱」の進捗管理と行政評価の導入については、今後、行政改革推進委員会において検討される。
4 その他	②	未納金対策として本庁・支所の徴収体制の強化を図るとともに、給水停止の適正な対応を徹底する。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員定員適正化計画」に基づき、職員定数の徹底管理に努める。 ・「行政改革大綱」に基づき、経常経費の節減に努める。 ・計画的な施設統合、配水管改良等及び可能なかぎりの本庁への業務集約を行い、委託料等の見直しを行うとともに徹底したコスト削減に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	欠損繰越金なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	施設老朽化による維持管理費の増加、施設統合及び上水道施設への統合による建設改良費の増加が見込まれるため、一般会計からの繰入金なしでは経営は非常に困難な状況にあるが、経常経費の節減を図り、基準外繰出金の解消に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		当初計画の目標値												
		企業債現在 高	2,959	2,995	3,030	2,983	2,916	2,838						
		延長計画の目標値	2,959	2,995	2,943	2,903	2,809	2,838	2,773	2,703	2,676	2,662	2,603	2,648

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	2	料金改定率	0	0	0	0	0	0						
		改善効果額(料金の適正化)						1	0	1				
		未収金の徴収対策	0	0	0	0	0	0	0					
		改善効果額						0	0	0				
		一般会計負担金の額	124	149	146	146	145	155						
		改善効果額(負担金の確保等)						0	0	0				
		資産の有効活用	0	0	0	0	0	0						
		改善効果額(収入増額)						0	0	0				
		その他()	0	0	0	0	0	0						
		改善効果額						0	0	0				
	【経費の削減】													
	1	職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)	39	42	35	35	35	35						
		改善効果額		-1	-2	4	3	3		7				
		給与水準	0	0	0	0	0	0						
		改善効果額								0				
	その他()	0	0	0	0	0	0							
	改善効果額		-1	-2	4	3	3		7					
2	維持管理費等①	95	101	95	88	88	89							
	改善効果額(適正化)			1	1	3	4		9					
4	工事コスト	0	0	0	0	0	0							
	改善効果額(縮減額)								0					
	その他()	0	0	0	0	0	0							
	改善効果額								0					
									当初計画改善効果額 合計	17				
									(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	13				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額(料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
		職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)													
		改善効果額													
		給与水準													
		改善効果額													
	その他()														
	改善効果額														
1	維持管理費等②					102	110	108		110	109	109	106	111	108
	改善効果額(適正化)						0.4	0.4		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	工事コスト														
	改善効果額(縮減額)														
	その他()														
	改善効果額														
									延長計画改善効果額 合計 A	2.0	2.0				
									延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B						
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	4.0	4.0				
									A+B+C	6.0	6.0				
									<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	5.3	5.6				

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	13	13	12	12	12	11 12	11 11	11 11	11 11	11 11
年間総有取水量 (千m ³)	1,303	1,242	1,265	1,201	1,213	1,190 1,200	1,190 1,189	1,190 1,176	1,190 1,148	1,190 1,125
公称施設能力 (m ³ /日)	6,222	5,009	5,009	5,009	6,634	6,634 6,634	6,634 6,634	6,634 6,634	6,634 6,634	6,634 6,634
1日最大配水量 (m ³ /日)	5,475	6,619	7,327	5,850	5,533	5,533 6,583	5,533 6,460	5,533 8,332	5,533 7,664	5,533 8,000
最大稼働率 (%)	88.0	132.1	146.3	116.8	83.4	83.4 99.2	83.4 97.4	83.4 83.4	83.4 83.4	83.4 83.4
供給単価 (円/m ³)	187	178	189	196	193	194 193	192 193	190 194	182 177	160 172
給水原価 (円/m ³)	213	267	308	287	304	336 329	330 300	297 225	296 274	292 276

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

- ・平成20年4月1日市町村合併により上水道事業1、簡易水道事業23、飲料水供給施設3の合計27事業の経営を行っている。
- ・統合計画書については、旧村上市計画の変更として平成20年11月に提出し、国の承認を受けている。
- ・統合計画書に基づき、ハード統合する施設は、蒲前(上水へ)、南大平・指合、河内(上水へ)、上山田(上水へ)、大毎・大沢、北中(簡水)を計画している。
- ・ハード統合しない施設については、平成28年度末に経営統合(ソフト統合)する予定である。